

# 公

# 告

本組合、通常総代会招集について、定款第5条の規程により第17回通常総代会開催を次のとおり公告いたします。

平成27年 3月27日

新おたる農業協同組合  
代表理事組合長 山田 裕二

## 記

- 1、開催日時 平成27年 4月10日(金曜日)午前9時00分
- 2、場 所 仁木町民センター(余市郡仁木町西町1丁目36番地1)
- 3、附議事項 下記議案のとおり

**議案第1号** 平成26年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、経営基盤強化積立金の積立、剰余金処分案および注記表の承認について  
平成26年度の事業報告、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び注記表を確定させるために承認を願うものです。  
又、経営基盤強化積立金の積立については、定款64条に定める組合事業の改善のための支出にあてることを目的とする任意積立金のついて承認を願うものです。  
別記のとおり承認願いたい。

**議案第2号** 平成27年度事業計画の設定について  
平成27年度事業計画の承認を願うものであります。  
別記のとおり設定いたしたい。  
なお、年度の途中において事業計画のうち軽微な事項につき一部変更を要するに至ったときは、理事会に一任願いたい。

**議案第3号** 賦課金の賦課及び徴収方法について  
定款第24条に定めのある経費の賦課について、平成27年度の賦課金について承認を願うものであります。  
平成27年度における営農指導事業に係わる賦課金の賦課及び徴収方法については次のとおりといたしたい。  
(消費税の課税判定は課税対象外である。)

戸数割	正組合員1戸あたり	15,000円
耕作面積割 (10aあたり)	田・畑	300円
	採草放牧地(飼料用作物も含む)	50円

賦課基準日は平成27年6月末を基準とし、徴収方法は平成27年11月末日までに貯金・クミカン・または現金により徴収する。

**議案第4号** 役員報酬の支給について  
平成27年度の役員報酬について承認を願うものであります。  
平成27年度の役員報酬等については、組合員5名から構成される「役員報酬審議会」において、昨年度の支給実績及び事業実績、経済情勢の変化等を検討して出された「答申」を踏まえ、次のとおりといたしたい。  
(1) 理事10名の報酬については総額は8,450千円の範囲内とし、各理事の報酬額、支給方法については、理事会に一任願いたい。  
(2) 監事3名の報酬の総額は 1,150千円の範囲内とし、各監事の報酬額、支給方法については監事会に一任願いたい。

**議案第5号** 信用事業規程の改正について  
下記のとおり改正いたしたい。  
1. 改正理由～ 信用の供与の範囲や控除項目の拡大に伴う見直し  
限度額の区分の見直し、適用対象外の規定の見直し  
貯金担保貸付の実施方法の明確化等により改正  
2. 改正内容～ 別記のとおり改正いたしたい。  
なお、改正許可申請に際し、行政庁より字句等の修正について指示があった場合には、その処理を理事会に一任願いたい。

**議案第6号** 規約の改正について  
下記のとおり改正いたしたい。  
1. 改正理由～ 定款第4条及び18条4項との整合性を図る。  
2. 改正内容～ 別記のとおり改正いたしたい。

**報告事項 I** JAバンク基本方針の変更について  
定款39条第3項の規定に基づき、別記のとおり報告いたします。

**報告事項 II** 平成26年度労働保険事務組合保険料徴収・納付状況について  
別記のとおり報告いたします。